麻薬小売業廃止後の手続きについて

麻薬小売業務廃止

↓

□　廃止手続き

＊廃止してから１５日以内に

「麻薬小売業者業務廃止届」を提出

廃止した時点で、麻薬を所有していた場合

↓

□　所有数量報告

＊廃止してから１５日以内に

「麻薬所有届」を提出

麻薬を所有していない場合

↓

□　所有数量報告

＊廃止してから１５日以内に

「麻薬所有届」を提出

在庫が無くても届出の必要があります

廃止後**５０日間**は麻薬を所持することができるので、

その間に廃棄か譲渡を選択

廃棄処分をする場合

↓

□　廃棄届

＊廃止してから５０日以内に

「麻薬廃棄届」を提出

↓

保健所職員の立会いの下、廃棄処分を行う。

所有する麻薬を、同一都道府県内の麻薬小売業者に

譲り渡す場合

↓

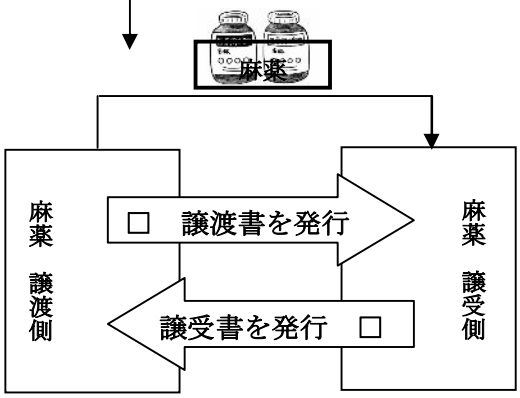

↓

□　譲渡報告

＊麻薬を譲渡してから１５日以内に

「麻薬譲渡届」を提出